

# 用地買収を伴う事業でよくあるお問い合わせ

## Q1 整備される道路が使えるようになるまでの流れは？

### A ①事業概要及び測量説明会

→整備する道路について、今後実施する測量の内容についてなどをご説明いたします。

### ②現況測量・用地測量

→道路を整備する予定地及びその周辺について詳細な図面を作成するために測量を実施します。

### ③事業認可取得

→都市計画法第59条による認可を取得し、用地買収に向けた準備を進めます。

### ④事業説明会・用地説明会

→用地買収に向けたスケジュール等についてご説明いたします。

### ⑤用地の取得

→権利者の方々にご協力いただき調査を実施し、順次交渉を進めさせていただきます。

### ⑥工事の実施

→関連企業等による埋設物の後、道路を建設します。

### ⑦交通開放

## Q2 用地買収はどの様にすすめるのか？

A 早期の買い取りを希望される方から順次、調査・交渉を進めさせていただいています。

ただし、お子様の学校の就学時期などに合わせてほしい、生活再建を急ぎたい等のご要望がございましたら、用地買収の時期について別途ご相談ください。

## Q3 工事はいつ頃から始まる予定か？

A 工事の着手には、まず用地を取得させていただく必要があります。この用地取得の状況を踏まえ、具体的な工事着手時期を決定していく予定です。

皆様方のご理解ご協力をいただき、早期の工事着手ができるように努めてまいります。

## Q4 生活再建に向けての補償はどういった内容か？

A 補償内容の算定には、調査が必要となるためご協力をお願いします。内容につきましては現在ある価値・機能を補償することが目的の補償となります。

**Q5 自宅敷地の一部または、全部が移転対象となる時の補償内容は？**

A 敷地の面積、建物等の調査により権利者の方それぞれで説明内容が異なりますので、用地課へお問い合わせください。

事業内容に関するお問い合わせは都市基盤部道路課へ、用地買収に関するお問い合わせは都市基盤部用地課へご連絡ください。

道路課 042-439-4458

用地課 042-438-4053